

平成25年3月13日（水曜日）

議事日程第4号

平成25年3月13日（水曜日）午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第80号から議案第84号まで 5件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 議案第5号 由利本荘市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第5. 議案第6号 由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定について
- 第6. 議案第7号 由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の制定について
- 第7. 議案第8号 由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
- 第8. 議案第9号 由利本荘市幼稚園バスの運行に関する条例の制定について
- 第9. 議案第10号 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の制定について
- 第10. 議案第11号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第12号 由利本荘市基幹集落センター条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第13号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第14号 由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第15号 由利本荘市下水道条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第16号 由利本荘市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第17号 由利本荘市障害者自立支援対策臨時特例交付金基金条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第18号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第19号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第20号 由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第21号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第22号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第23号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第24号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第25号 由利本荘市教職員住宅条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第26号 由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案

- 第26. 議案第27号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第28号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第29号 由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第30号 由利本荘市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例案
- 第30. 議案第31号 由利本荘市大豆乾燥調整等施設設置条例を廃止する条例案
- 第31. 議案第32号 由利本荘市学校給食センター条例を廃止する条例案
- 第32. 議案第35号 財産の無償譲渡について
- 第33. 議案第36号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第34. 議案第37号 由利本荘市道路線の認定について
- 第35. 議案第38号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第36. 議案第39号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第37. 議案第40号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第38. 議案第41号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第39. 議案第42号 平成25年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第40. 議案第44号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）
- 第41. 議案第45号 平成24年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第42. 議案第46号 平成24年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第43. 議案第47号 平成24年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第4号）
- 第44. 議案第48号 平成24年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）
- 第45. 議案第49号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第6号）
- 第46. 議案第50号 平成24年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 第47. 議案第51号 平成24年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 第48. 議案第52号 平成24年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 第49. 議案第53号 平成24年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第50. 議案第54号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 第51. 議案第55号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第52. 議案第56号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第4号）

- 号)
- 第53. 議案第57号 平成24年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第54. 議案第58号 平成24年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第55. 議案第59号 平成24年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第56. 議案第60号 平成24年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第57. 議案第61号 平成25年度由利本荘市一般会計予算
- 第58. 議案第62号 平成25年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第59. 議案第63号 平成25年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第60. 議案第64号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第61. 議案第65号 平成25年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第62. 議案第66号 平成25年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第63. 議案第67号 平成25年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第64. 議案第68号 平成25年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第65. 議案第69号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第66. 議案第70号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第67. 議案第71号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第68. 議案第72号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第69. 議案第73号 平成25年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第70. 議案第74号 平成25年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第71. 議案第75号 平成25年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第72. 議案第76号 平成25年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第73. 議案第77号 平成25年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第74. 議案第78号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第75. 議案第79号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について
- 第76. 議案第80号 由利本荘市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第77. 議案第81号 土地(国療跡地民間福祉ゾーン用地)の取得について
- 第78. 議案第82号 平成24年度由利本荘市一般会計補正予算(第18号)
- 第79. 議案第83号 平成24年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第6号)
- 第80. 議案第84号 平成24年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第81. 陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第82. 継続審査中の平成24年陳情第14号 生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情
- 第83. 継続審査について
 継続審査中の平成24年陳情第11号
 「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第83までは議事日程第4号のとおり

第84. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号

1件

第85. 委員会発案第1号 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について

出席議員（29人）

1番	渡部 功	2番	伊藤 岩夫	3番	佐々木 隆一
4番	作佐部 直	5番	堀川 喜久雄	6番	湊 貴信
7番	高橋 信雄	8番	渡部 聖一	9番	若林 徹
10番	高橋 和子	11番	堀 友子	12番	佐藤 勇
13番	今野 晃治	14番	今野 英元	15番	渡部 専一
16番	大関 嘉一	17番	長沼 久利	18番	伊藤 順男
19番	佐藤 賢一	20番	鈴木 和夫	21番	井島 市太郎
22番	齋藤 作圓	23番	佐々木 勝二	24番	本間 明
25番	佐々木 慶治	26番	佐藤 譲司	27番	土田 与七郎
29番	村上 亨	30番	三浦 秀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	藤原 由美子
副市長	石川 裕	教育長	佐々木 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	阿部 太津夫
市民福祉部長	大庭 司	農林水産部長	佐藤 一喜
商工観光部長	渡部 進	建設部長	伊藤 篤
矢島総合支所長	佐藤 晃一	岩城総合支所長	今野 光志
由利総合支所長	三浦 貞一	大内総合支所長	伊藤 久
東由利総合支所長	佐々木 喜隆	西目総合支所長	佐々木 政徳
鳥海総合支所長	榊 豊昭	教育次長	佐々木 了三
消防長	伊藤 敬一		

議会事務局職員出席者

局長	三浦 清久	次長	佐々木 智
書記	高橋 知哉	書記	小松 和美
書記	鈴木 司	書記	今野 信幸

午前10時00分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

昨日は晴天に恵まれ、真っ白の雪を抱いた名峰鳥海の輝きがとてもすばらしかったです。春の訪れを強く感じられた3月12日でありました。そのよき日に由利本荘市立鳥海小学校が竣工しました。まことにおめでとうでございます。近くに鳥海山を仰ぎ、校舎内は多くの光が差し込み、明るく広々としたすばらしい環境の教育施設が誕生いたしました。テープカットには直根小学校、川内小学校、笹子小学校の3校の代表児童、村上高子さん、柴田健太郎君、小沼楓花さんが出席されましたが、3人の目の輝きと笑顔に竣工の喜びを強く感じたところであります。今後とも、子供たち、そして地域の方々に愛される小学校になると思います。竣工まことにおめでとうでございます。

さて、あの東日本大震災から先日3月11日で2年目を迎えました。今日においてもなかなか復興が進まない状況にありますが、あの教訓を風化させないためにも、また一日も早い復興を願うとともに、犠牲になられました多くの方々の御冥福を祈り、テレビをごらんの多くの市民の方々の御協力をいただきながら、犠牲になられました方々に黙禱をささげたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

黙禱。

【黙 禱】

○議長（渡部功君） 黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第80号から議案第84号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、条例関係1件、契約案件1件、補正予算3件の計5件であります。

初めに、議案第80号由利本荘市地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてですが、これは国の補正に伴い、地域経済の活性化と雇用創出を目的とした基金を創設するに当たり条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第81号土地（国療跡地民間福祉ゾーン用地）の取得についてですが、これは当該用地を社会福祉法人に福祉施設用地として譲渡するため、これに先立ち、本市土地開発公社から用地を取得するに当たり議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第82号一般会計補正予算（第18号）であります。

補正の主な内容といたしましては、国の補正に伴う事業費のほか、豪雪対策に伴う経費などの補正をお願いするものであります。

また、民生費では、軽度生活援助事業除雪作業委託料及び災害救助法の適用に伴う豪雪に係る災害弔慰金を追加しようとするものであります。

衛生費では、簡易水道特別会計への繰出金を追加しようとするものであります。

農林水産業費では、農業経営体育成支援事業、過疎集落等自立再生緊急対策事業及び農業水利施設保全合理化事業などの事業費を追加しようとするものであります。

商工費では、岩城風力発電施設修繕費を追加しようとするものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業及び都市公園施設長寿命化事業などの事業費のほか、除排雪に伴う経費を追加しようとするものであります。

消防費では、耐震性貯水槽整備事業費を追加しようとするものであります。

教育費では、尾崎小学校大規模改修事業、岩城・松ヶ崎統合小学校建設事業、東由利中学校改築事業及びコミュニティー体育館建設事業、石脇並びに由利体育館の耐震等整備事業などの事業費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。これらの財源としては国県支出金、普通交付税、地方消費税交付金、市債、繰越金などを充てるもので、国の補正に伴う公共事業費等の追加分16億4,484万円を含め18億1,842万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ515億3,548万3,000円にしようとするものであります。

続いて、特別会計の補正予算であります。

議案第83号集落排水事業特別会計につきましては、機能強化事業費の追加が主なもので4億8,060万円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ23億8,704万4,000円にしようとするものであります。

議案第84号簡易水道事業特別会計につきましては、東由利簡易水道統合事業費の追加が主なもので1億5,663万円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ10億7,596万8,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御参考くださるようお願いいたします。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第80号から議案第84号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時10分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第80号から議案第84号までの5件を一括議題とし

て質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午後 1時52分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第3、これより議案第5号から議案第32号までの28件、議案第35号から議案第42号までの8件及び議案第44号から議案第84号までの41件並びに陳情第1号、継続審査中の平成24年陳情第11号及び陳情第14号の計80件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。7番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日に付託されました案件を除き、条例関係8件、補正予算6件、新年度予算6件、その他1件の計21件であります。審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。初めに、条例関係であります。

議案第5号新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、市の対策本部の設置にかかわる必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第10号納税等に係る公平性の確保に関する条例の制定についてであります。これは、市税等の滞納者に対し、市が行う行政サービスの一部を制限する措置を講ずることにより、市税等に関する市民の納付意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的に条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、入札課と検査課を統合し、その業務を総務部の事務分掌にすることなど、市の組織機構の改正を行うに当たり条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第12号基幹集落センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、鳥海基幹集落センターの用途廃止に伴い、条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第13号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案ではありますが、これは、本荘地域及び東由利地域の移動通信用鉄塔施設の基地局整備に伴い、条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第29号監査委員条例の一部を改正する条例案ではありますが、これは、決算審査意見書の提出期限及び例月出納検査の例日に関する規定などを改めるため、条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第30号住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例案ではありますが、これは、国の交付金が本年度末を期限としていることに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例の制定、一部改正案及び廃止とする条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第36号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。これは老朽化公共施設解体事業を新たに追加することに伴う同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

この計画の変更につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

議案第44号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳入1款、10款、13款、15款から18款、20款、21款、歳出1款、2款、9款、11款、12款、14款、継続費の変更、地方債の追加・変更であります。

まず、歳入であります。1款市税は、市民税、固定資産税などの収入見込みによる増額であります。

10款地方交付税は、交付額の確定による増額であります。

13款使用料及び手数料は、文化交流館施設使用料、移動通信用鉄塔設備使用料の増額、コミュニティバス等使用料の減額が主なものであります。

15款県支出金は、県民税徴税費委託金の増額が主なものであります。

16款財産収入は、土地・物品売払収入、財政調整基金など、基金運用収入の増額が主なものであります。

17款寄附金は、ふるさとさくら基金費寄附金の増額であります。

18款繰入金は、地域雇用創出推進基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金の増額、文化交流館公演等入場料収入の減額が主なものであります。

21款市債は、合併市町振興基金積立事業債、地域づくり推進事業債の追加、庁舎耐震改修事業債の減額が主なものであります。

歳出では、1款議会費は旅費の増額、2款総務費は電子計算費、庁舎等整備費、自治振興費などの減額、財政調整基金、地域雇用創出推進基金、合併市町振興基金などの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費は、防災対策費など災害対策費の減額であります。

12款公債費は、繰上償還に係る費用としての長期債償還元金の増額であります。

14款予備費は、財源調整のための増額であります。

また、継続費の変更であります。これは本庁舎耐震改修事業について、出来高見込みにより平成24年度と平成25年度の年割額を変更しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。農地農業用施設災害復旧事業、合併市町振興基金積立事業など9事業を追加、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業など13事業で起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第49号情報センター特別会計補正予算（第6号）であります。まず歳入は、有線テレビ負担金、STB売り払い代などの減額、一般会計繰入金、伝送路幹線延伸手数料、前年度繰越金などの増額が主なものであり、歳出は、消耗品費、臨時職員賃金などの減額、伝送路修繕料、幹線延伸・引き込み等撤去手数料などの増額が主なものであります。補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ4億1,167万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入は、YBネット使用料、引き込み工事手数料、光ファイバー貸付収入の減額、前年度繰越金の増額などあります。歳出は、YBネット運営費、予備費の増額であります。これにより歳入歳出に264万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,064万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入は、基金繰入金の減額、前年度繰越金の増額、歳出は、管理会費、財産管理費の減額であります。これにより歳入歳出を26万9,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ265万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第58号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入は、基金運用収入、前年度繰越金の増額であり、歳出は基金積立金の増額であります。これにより歳入歳出に13万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ101万5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び各特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算についてであります。

議案第61号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入1款から10款及び12款から21款、歳出1款、2款、9款、12款から14款、継続費及び地方債であります。

新年度当初予算は、骨格予算として編成されておりますが、市民生活の安全・安心に直結する事業や切れ目のない対応を必要とする雇用対策事業に係る経費については所要額を計上したものであり、また、財政調整基金からの繰り入れは行わず、地域雇用創出推進基金や国の交付金、補助金を最大限活用した編成となっております。

人件費や経常的な経費を除く事業の主な内容について御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議員各位に配付済みの予算案の概要及び各所管課から提出されました資料を御参照いただきたいと思います。

まず、歳入について御報告申し上げます。

自主財源の根幹をなす1款市税は、個人市民税や固定資産税などが減少となったものの、東日本大震災の影響で一時低迷した法人市民税の回復、たばこ税の税率配分の見直しなどにより増加となり、市税総額では前年度比2.4%、約1億8,300万円増の78億1,520万円となり、歳入総額に占める割合は17.6%となっております。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金は、自動車取得税、交付金などの増により、総額の1.3%の増となっております。

10款地方交付税は、肉づけ予算に向け一定額を留保し1.0%、約1億9,300万円減の198億8,885万8,000円を見込んだものであります。

なお、普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質普通交付税は、前年度比0.9%の減と見込んだものであります。

12款分担金及び負担金は、内越、子吉両土地改良区の総代選挙費負担金であります。

13款使用料及び手数料は、コミュニティバス等使用料、文化交流館施設使用料、市税等の督促・証明手数料収入などであります。

14款国庫支出金は、参議院議員通常選挙費委託金などであります。

15款県支出金は、地籍調査事業、生活バス路線等維持、マイタウンバス運行、移動通信用鉄塔施設整備事業などの補助金のほか、県民税徴税費、県知事選挙費、各種統計調査費の委託金などあります。

16款財産収入は、土地・物品売払収入などあります。

17款寄附金は、一般寄附金など寄附金の存置項目であります。

18款繰入金は、財政調整基金、ふるさとさくら基金、地域雇用創出推進基金など各基金、各財産区会計からの繰入金であります。

19款繰越金は、前年度繰越金2億円を見込んでおります。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金及び国民文化祭市町村主催事業交付金などあります。

21款市債は、由利高原鉄道運営支援事業債、庁舎耐震改修事業債などのほか、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債は、前年度と同額の15億円を見込んだものであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

1款議会費は、議員報酬のほか会議録作成費、公用車リース料などを予算計上したものであります。

2款総務費は、庁舎等耐震補強整備費、総合計画策定事業費、交通環境整備費、鳥海山ろく線運営促進事業費、移動通信用鉄塔施設整備費、文化交流館管理運営費、国民文化祭開催事業費及び参議院議員通常選挙等の選挙費などあります。

9款消防費は、秋田県次期総合防災情報システム導入負担金、地域防災計画改定や災害マニュアル作成に伴う委託料などの災害対策費及び水防費であります。

12款公債費は、長期債の元利償還金が主なものであります。

13款諸支出金は、土地開発公社への償還金が主なものであります。

14款予備費は、前年度と同額の5,000万円を措置したものであります。

なお、2款1項総務管理費、次期総合計画策定調査事業については、年割額を平成25

年度778万3,000円、平成26年度424万2,000円とし、総額1,202万5,000円の継続費として、また、9款1項消防費、地域防災計画改定基礎調査事業については、年割額を平成25年度474万4,000円、平成26年度479万2,000円とし、総額953万6,000円の継続費として、それぞれ設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。臨時財政対策債のほか、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業など23事業において起債限度額等を設定しようとするものであります。これにより、平成25年度末決算時における市債残高見込みは708億円程度となる一方、財政調整基金などの基金残高は67億円程度になると見込まれております。

次に、特別会計予算であります。

議案第66号情報センター特別会計予算であります。歳入は、新規加入をケーブルテレビ200件、インターネット250件と見込み、それぞれの負担金、使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料などが主なものであり、歳出は、総務費では施設の維持管理費、番組制作費など、電気通信経費ではインターネット上位回線使用料、保守管理等の委託料など、公債費では長期債の元利償還金を計上するほか、消費税、予備費を措置するもので、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ3億6,994万4,000円とするものであります。

次に、議案第67号地域情報化事業特別会計予算であります。歳入では、加入総数を855件と見込み、YBネットの使用料、引き込み工事手数料などの事業収入やNTTへの光ファイバー貸付収入などの財産収入、主に起債償還金に充当される一般会計繰入金などが主なものであります。また、歳出の主なものは、インターネット通信・データ通信の回線使用料、設備保守委託料、電柱の共架料などのYBネット運営費、伝送路支障移転費のほか、起債に係る元利償還金、予備費を措置するもので、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,463万2,000円とするものであります。

次に、議案第74号小友財産区特別会計予算であります。歳入は間伐事業補助金、基金繰入金、歳出は間伐業務委託料など、山林の維持管理費、管理会委員報酬などの管理会運営費、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ1,022万9,000円とするものであります。

次に、議案第75号北内越財産区特別会計予算であります。歳入は基金繰入金、歳出は団体補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ1万6,000円とするものであります。

次に、議案第76号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入は土地貸付収入、基金繰入金、歳出は山林等財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ87万6,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました新年度一般会計予算の当常任委員会付託分及び各特別会計予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日追加されました案件であります。

まず、議案第80号地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてであります。これは国の補正に伴い地域経済の活性化と雇用創出を目的とした事業の実施のため、地域の

元気臨時交付金基金を創設するに当たり条例を制定しようとするものであります。

この条例の制定につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第82号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入6款、10款、14款、19款及び地方債の追加・変更であります。

まず歳入であります。6款地方消費税交付金については交付額の確定により、10款地方交付税については国の1次補正に伴う普通交付税の追加交付分を、また、14款国庫支出金については地域の元気臨時交付金が交付されることに伴い、それぞれ追加するとともに、歳出に係る一般財源分として19款繰越金を追加しようとするものであります。

また、地方債補正につきましては、小学校改修事業など4事業を追加し、道路改良事業など8事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

この一般会計補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係12件、平成24年度補正予算8件、新年度予算7件、その他2件の計29件であります。

なお、これに継続審査中の陳情2件を加えました31件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第9号幼稚園バスの運行に関する条例の制定についてであります。これは、市立幼稚園の送迎バス運行に関して、本年4月1日から利用者負担金を徴収することなどについて新たに条例を制定しようとするものであります。なお、現時点で当該条例の対象となる予定の幼稚園は西目幼稚園であります。

次に、議案第14号産業廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案、議案第17号障害者自立支援対策臨時特例交付金基金条例の一部を改正する条例案及び議案第18号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは、障害者自立支援法の一部改正により、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更となることから、関係規定を整備するため条例の一部を改正しようとするもので

あります。

次に、議案第19号学童保育施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、直根学童保育施設の老朽化に伴い施設を廃止し、直根保育園内に移転するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号学校設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、松ヶ崎小学校、亀田小学校及び道川小学校を統合し、来春開校予定の岩城・松ヶ崎地域統合小学校について、教育委員会での決定を受け、その名称及び位置を規定するため条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、新しい小学校の名称は「岩城小学校」とし、平成26年4月1日から条例を施行するものであります。

次に、議案第25号教職員住宅条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、鳥海地域の小学校統合に伴い、教職員住宅の名称を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号学習センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、鳥海小学校に統合となる直根小学校の校舎を活用し、直根学習センターを設置するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号体育館条例の一部を改正する条例案及び議案第28号運動公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは、新山小学校に統合となる北内越小学校の体育館及びグラウンドをそれぞれ北内越体育館、北内越運動広場として活用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第32号学校給食センター条例を廃止する条例案についてであります。これは、北内越小学校が新山小学校に統合することに伴い、本荘学校給食センターが廃止となることから、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました12件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成25年度一般会計から2,000万円以内を介護サービス事業特別会計へ繰り入れるに当たり議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第79号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正についてであります。これは、昨年6月定例会において議決した秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての附則の一部を訂正するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成24年度補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第44号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款、継続費10款及び繰越明許費10款であります。

今回の補正は、歳入歳出とも全般にわたり事業費確定または精算見込みによる補正であり、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、老人保護扶養義務者負担金の追加のほか、老人保護入所者負担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、各清掃センター焼却場使用料の追加のほか、食の自立支援手数料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、児童手当負担金及び学校施設環境改善交付金の追加のほか、子ども手当負担金及び公立学校施設整備費補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、児童手当負担金の追加のほか、子ども手当負担金、保険基盤安定制度負担金及び延長保育促進事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の追加が主なものであります。

17款寄附金では、「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄附金の追加であります。

18款繰入金では、障がい者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の追加が主なものであります。

20款諸収入では、昨年4月の学校等への暴風被害に係る保険収入及び防火水槽等移転補償収入の追加のほか、地域支援事業受託収入の減額が主なものであります。

21款市債では、福祉医療拡大事業債の追加のほか、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債、消防庁舎建設事業債及び運動公園整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において交通指導隊費の減額が主なものであります。

3項戸籍住民基本台帳費においては、戸籍住民基本台帳費の減額であります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、障がい者自立支援費の追加のほか、介護予防等事業費及び国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、保育所入所措置事業費の追加のほか、児童福祉振興事業費、児童扶養手当給付費及び子ども手当給付費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、生活保護費の減額が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、各種予防接種に係る委託料の追加のほか、各種検診に係る委託料、太陽光発電システム設置費補助金及び診療所運営特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、有料指定ごみ袋作製管理、一般廃棄物収集運搬業務及び本荘清掃センター生活環境影響調査に係る各委託料の減額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において、矢島勤労青少年ホーム管理費の減額であります。

7款商工費では、1項4目消費者行政費において、消費者保護対策事業費の減額であります。

9款消防費では、1項消防費において、小型動力ポンプつき積載車等に係る備品購入費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、遠距離通学者への定期券購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、各小学校の燃料費及び岩城・松ヶ崎地域統合小学校

のグラウンド整備に係る工事請負費の追加のほか、同小学校校舎体育棟建設に係る工事請負費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、各中学校の燃料費の追加のほか、東由利中学校改築に係る実施設計業務完了に伴う委託料の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園の燃料費減額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、本荘文化会館及び本荘図書館解体工事完了に伴う委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、遊泳館に係る光熱水費の追加のほか、本荘体育館解体工事完了に伴う委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

次に、継続費についてであります。これは10款教育費の岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業において、平成24年度の年割額6億9,711万8,000円を3億7,080万円に、平成25年度の年割額10億4,567万7,000円を13億531万5,000円とし、総額17億4,279万5,000円を16億7,611万5,000円に変更しようとするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。10款教育費において、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業の年度内完成が困難であることから設定しようとするものであります。

次に、議案第45号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、収入見込みによる国民健康保険税、前年度繰越金の追加のほか、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額であります。また、歳出においては、支出見込み及び額確定に伴う療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金及び予備費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ4億3,067万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を103億5,504万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第46号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、保険料の賦課額確定による特別徴収保険料の減額のほか、普通徴収保険料の追加が主なものであります。また、歳出では、精算見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ131万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億5,366万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第47号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の減額のほか、前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、精算見込みによる医薬材料費及び診療業務委託料の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ467万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億5,405万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、精算見込みによる医薬材料費及び基金積立金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ316万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,325万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第51号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、奨学資金基金積立金の追加のほか、貸付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ522万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7,613万9,000円にしようとするものであります。

す。

次に、議案第52号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、歳入においては、年度末精査によるサービス収入及び基金繰入金の減額のほか、前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、鳥寿苑大規模改修事業費の確定による委託料及び工事請負費の減額のほか、鳥寿苑財政調整基金積立金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ8,431万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を10億417万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の平成24年度補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第61号一般会計予算についてですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款、継続費4款、9款及び債務負担行為であります。

その主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてですが、11款は交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、焼却場使用料、幼稚園保育料、戸籍手数料及び指定収集袋によるごみ処理手数料が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童扶養手当負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金、公立学校施設整備費負担金及び循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

15款県支出金では、保険基盤安定制度負担金、障がい者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、保育所運営費負担金、児童手当負担金及び福祉医療費補助金が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入が主なものであります。

17款寄附金は、「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄附金であります。

18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入及び居宅介護予防サービス計画費収入が主なものであります。

21款市債では、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債及び鳥海地域統合小学校整備事業債が主なものであります。

次に、歳出についてですが、2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費が主なものであります。

3款民生費では、福祉医療支給事業費、介護保険費、国民健康保険費、後期高齢者医療費、障がい者総合支援費、保育所入所措置に係る経費、児童手当給付費、各保育園運営費及び生活保護に係る経費が主なものであります。

4款衛生費では、各種検診や予防接種に係る経費、由利組合総合病院運営費補助金、塵芥収集費、本荘清掃センター基幹的設備改良事業及び各ごみ処理施設に係る経費のほか、し尿処理施設に係る分担金が主なものであります。

5 款労働費は、矢島勤労青少年ホームの管理費であります。

7 款商工費は、消費者保護対策事業に係る経費であります。

9 款消防費では、常備消防の管理費、消防団活動に係る経費のほか、救助工作車等の購入費、消防庁舎建設事業、消防救急無線のデジタル化に伴う経費が主なものであります。

10 款教育費では、幼稚園、小中学校及び各教育・体育施設の管理に係る経費のほか、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設、鳥海小学校環境整備、川内・笹子小学校の解体、岩谷小学校校舎改修及び水林球場こけら落とし等に係る経費が主なものであります。

次に、継続費についてであります。これは4 款衛生費の本荘清掃センター基幹的設備改良事業において、年割額を、平成25年度9 億1,496万2,000円、平成26年度20億8,031万3,000円とし、総額29億9,527万5,000円、9 款消防費の消防庁舎建設事業において、年割額を、平成25年度11億415万5,000円、平成26年度11億8,128万3,000円とする総額22億8,543万8,000円の継続費をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成25年度から平成32年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額をそれぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第62号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入においては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を98億4,739万8,000円とするものであります。

次に、議案第63号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入においては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7 億5,807万円とするものであります。

次に、議案第64号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては診療収入及び一般会計繰入金、歳出では各診療所の運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を4 億2,036万6,000円とするものであります。

次に、議案第65号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては休日診療収入及び休日診療所受託事業収入、歳出では休日診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1,040万7,000円とするものであります。

次に、議案第68号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入においては貸付金元金収入及び繰越金、歳出では継続及び新規を含めた127名分の貸付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を6,837万9,000円とするものであります。

次に、議案第69号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入においては、サービス収入、繰入金、繰越金及び老人福祉施設建設費償還金、歳出では、介護サービス事業に係る経費や鳥寿苑、東光苑及び白百合苑に係る償還金元金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7 億1,804万円とするものであります。

以上、御報告申し上げました7 件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、教育委員会に係る新年度予算審査の過程において、これまで新年度の施政方針

は市長から説明を受けてきましたが、今後、教育行政に係る部分については教育委員会から施政方針説明を行っていただきたいとの要望が各委員からありましたことを申し添えます。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第82号平成24年度一般会計補正予算（第18号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、21款と、歳出3款、9款、10款、継続費10款、繰越明許費9款及び10款であり、国の補正予算に伴う事業費や豪雪に伴う経費が主なものであります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、消防施設整備費補助金及び学校施設環境改善交付金の追加であります。

15款県支出金では、子ども手当負担金及び本荘文化会館跡地へのコミュニティー体育館建築に係る森林・林業・木材産業づくり交付金の追加であります。

21款市債では、小学校改修事業債、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債、保健体育施設等整備事業債及び東由利中学校改築事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出についてであります。歳出3款民生費では、1項社会福祉費において、高齢者宅の雪寄せを援助する軽度生活援助事業における除雪委託料の追加であります。

また、2項児童福祉費においては、子ども手当事務費及び給付費について、平成23年度分の額確定に伴う精算還付金の追加であります。

また、4項災害救助費においては、今冬の豪雪が災害救助法の適用となったことに伴い、除雪作業中に亡くなられたお二人に対して支給する災害弔慰金の追加であります。

9款消防費では、本荘、岩城、大内及び鳥海地域への耐震性貯水槽整備に係る経費の追加であります。

10款教育費では、2項小学校費において、尾崎小学校の改修、岩城・松ヶ崎地域統合小学校のプール及び太陽光発電設備の整備に係る経費の追加であります。

また、3項中学校費においては、東由利中学校改築に係る経費の追加であります。

また、5項社会教育費においては、石沢体育館耐震改修に係る経費の追加であります。

また、6項保健体育費においては、コミュニティー体育館の建築、石脇体育館及び由利体育館の耐震改修に係る経費の追加であります。

次に、継続費についてであります。これは10款教育費の東由利中学校改築事業において、年割額を平成24年度1億2,849万4,000円、平成25年度はゼロ円とし、平成26年度11億4,714万3,000円とする総額12億7,563万7,000円の継続費を追加しようとするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。9款消防費において耐震性貯水槽整備事業、10款教育費において、尾崎小学校改修事業のほか石沢体育館、石脇体育館、由利体育館の各耐震改修事業及びコミュニティー体育館建築事業の年度内完成が困難であることから、これらを追加しようとするものであります。

また、10款教育費においては、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業の金額を8,542万2,000円から2億827万4,000円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。平成24年度一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情について御報告申し上げます。

初めに、継続審査中の平成24年陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情についてであります。採択すべきなどの意見もありましたが、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成24年陳情第14号生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情についてであります。生活保護制度を取り巻くさまざまな状況を勘案し、その趣旨は十分理解できるものとして、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出されました案件を含め、条例関係4件、補正予算3件、新年度予算2件、その他2件、陳情1件の計12件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第6号由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定についてであります。この条例は、本市の中小企業に関する施策についてその基本方針を定めるとともに、市の責務並びに事業者及び地域経済団体の役割を明らかにすることにより、これまでの電子機械部品製造業の集積に加え、鳥海山を初めとする恵まれた自然とそこで育まれた地域産品を生かした産業振興を推進し、もって企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化を図ることを目的とするものであります。

当常任委員会審査における主な質疑については、次のとおりとなっております。

「議案質疑の経緯を踏まえ、この条例案は一般的に言われている中小企業振興基本条例に類するものか」に対し、「基本条例は一般的に理念を定めたものと理解しているが、その理念に加え、今、市に必要なスピード感を持った実行性のある政策を加えた産業振興のための市の姿勢を示す基本となる条例と位置づけている」。

「基本条例は、市・市民・事業者等4者一体となっているものとイメージする。この条例には市民の役割がないが、今後どうなるのか」に対し、「今後、条例を施行する中で、必要に応じて検討する事項であると考えている。地域の特性に合った整備をするべきと考えている」。

「条例名になぜ基本という文言を入れなかったか」に対し、「条例は、目的をもって制定する必要があり、今、市が行わなければいけない施策について表題とした」。

「育成、競争力という文言の意図について」に対し、「今後新たな産業に対して、市として積極的にかかわり育成を図ることが必要と理解している」。

「この条例に関して事業者の方々とどのような話し合いを持ったか」に対し、「企業訪問、会社からの情報収集などを通じて、条例に対して、いろいろ研究を進めていくと

お話はしてきた。その中で市が取り組む事項は、市の姿勢を示すことと判断した」。

このような質疑を踏まえ、採決においては、「中小企業の位置づけに関しては認識が変わってきており、育成、強化という言葉はなじまない。もう少し考慮してほしいと思うが、内容的なものについてはこれでよい」、「中小企業の振興について、基本的なものを網羅しながら、さらに緊急性、実行性のある効果、そうしたものを配慮した内容になっているので賛同すべき」、「基本条例をつくる時は、市民、事業者などさまざまな方々に話を聞くプロセスをしっかりと踏んでほしい」、「今、ここで実行性がある、なおかつ予算の裏づけがある条例をつくりたいという意欲のあらわれである。中味についても、市民が喜ぶようなことも盛り込まれている。市民のためを思えば賛成したい」などの意見が出されました。

このような議論の結果、当常任委員会では、この条例案については、産業振興のための市の姿勢を示す基本となる条例という共通の認識に至っております。

以上のような経過を経て、慎重に審査を行った結果、条例制定案につきましては、全会一致で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、当局も基本条例の必要性は認識しており、かつ、複数の委員より「今後は必要なプロセスを経て、住民が親しめる基本条例の制定を望む」発言がありましたことを御報告いたします。

次に、議案第7号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の制定についてですが、これは設備投資に係る融資あっせんを拡充することにより、活力ある市内中小企業を育成し、地域の振興及び発展を図るため、条例を制定しようとするものであります。主な内容といたしましては、貸付用途を設備資金、貸付限度額を1,000万円、貸付期間を10年以内とし、また、施行期間を平成25年4月1日から27年3月31日までの2カ年とするものであります。なお、施行期間が2カ年であることから、2年後についての委員の質疑に対し、「2年後に制度を検討し限度額、リースなどを検討したい」との説明を当局より受けております。

以上、この条例制定案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第20号畜産センター条例の一部を改正する条例案ですが、これは今年度で鳥海地域の奥山放牧場の預託業務を廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、奥山放牧場については平成25年度からは採草地として管理し、乾牧草の販売のみを行おうとするものであります。

次に、議案第31号大豆乾燥調整等施設設置条例を廃止する条例案ですが、これは岩城地域にある当該施設が築30年を経過し、老朽化が進んでいることに伴い、用途を廃止するため条例を廃止しようとするものであります。

以上、これら条例の一部改正案、廃止案の計2件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第35号財産の無償譲渡についてですが、これは由利地域鮎川地区にある林業研修集会施設を地縁団体中畑町内会に無償で譲渡するに当たり議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第42号スキー場運営特別会計への繰入れについてであります。これは新年度予算において、一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり議会の議決を得ようとするものであります。この特別会計には事業推進のため1億6,000万円以内を繰り入れしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、補正予算2件であります。

議案第44号一般会計補正予算（第17号）であります。

本補正予算につきましては、全般にわたり事業費の確定、精査や実績見込みが中心となっておりますが、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。13款使用料及び手数料につきましては、ふれあい農場など農業施設や八塩いこいの森など観光施設等の使用料の増減額が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、職業訓練センター設備整備費等事業費補助金と被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の減額であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額のほか、農業夢プラン実現事業費補助金、農業生産施設復旧支援事業補助金、青年就農給付金事業助成金及び森林整備地域活動支援交付金など、農林水産業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、有機堆肥売払収入の増額、さつき売払収入の減額が主なものであります。

20款諸収入につきましては、昨年4月の暴風雨災害に伴う畜産施設に係る保険収入、畜産施設に関連した原子力発電所事故に伴う補償金など、農林水産業雑入の増額が主なものであります。

21款市債につきましては、矢島バイオセンターやふれあい農場の堆肥舎にかかわる農地農業用施設災害復旧事業債の増額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

5款労働費につきましては、職業訓練センター設備工事費の減額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、3目農業振興費では、農業生産施設等暴風災害復旧支援事業補助金、青年就農給付金事業助成金、農業夢プラン実現事業費補助金及び農業6次産業化支援事業費補助金の減額が主なものであります。

5目畜産業費では、農業夢プラン実現事業費補助金、稲わら確保緊急対策事業費補助金の減額、ふれあい農場の草地整備改良のための草地林地一体的利用総合整備事業費負担金の増額が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場や畜産センター等の運営費の減額が主なものであります。

7目農地費では、農業用施設災害復旧費補助金や、戦略作物生産拡大基盤整備事業費補助金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林造林促進事業費補助金、森林整備地域活動支援交付金及び市の公有林管理委託料の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、岩城地域鮭ふ化場解体工事費、道川漁港整備に係る測量設計委託料の減額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、中小企業融資斡旋資金事業費及び建設業新事業展開支援補助金の減額が主なものであります。

5目観光費では、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を活用した観光施設利用促進事業などの各委託事業費、地域力創造アドバイザー事業費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、燃料の高騰による温泉施設における指定管理料の増額や、桑ノ木台湿原魅力アップ事業の減額が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、林道、農地農業用施設及び漁港施設の災害復旧事業費の減額であります。

次に、繰越明許費であります。6款では草地林地一体的利用総合整備事業や地域水産物供給基盤整備事業など4事業において、11款では漁港関係公共土木施設災害復旧事業において、年度内に完了することが困難なため、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）であります。これは圧雪車購入事業の精査、矢島スキー場の営業日数延長に伴う賃金の補正が主なものであり、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億1,269万円にしようとするものであります。また、地方債補正であります。圧雪車購入事業において90万円減額し、限度額を2,850万円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計の当常任委員会付託分及び特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、新年度予算2件であります。

初めに、議案第61号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、13款、15款、16款、18款、20款、21款、歳出では、5款から7款、11款、13款であります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、道の駅岩城の各施設の電力使用に係る負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、ふれあい農場、放牧場及び活魚センターなどの農林水産業使用料、貸工場使用料や、こどもの国、青少年旅行村及び八塩いこいの森などの観光施設使用料、また堆肥運搬に係る手数料が主なものであります。

15款県支出金につきましては、20事業で68人の雇用を予定する緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金のほか、中山間地域等直接支払交付金、夢プラン実現事業費補助金、森林整備及び木材産業振興臨時対策事業補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金など、農林水産部門の各事業に対する補助金、また、防災ダムと祓川山荘の管理に要する委託金が主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入などの運営収入や、市の公有林間伐材等売払収入、家畜売払収入や風力発電売電収入など、生産物売払収入が主なものであ

ります。

18款繰入金につきましては、本荘石脇コミュニティセンター等基金繰入金であります。

20款諸収入につきましては、労働金庫預託金、漁業協同組合貸付金及び第三セクターへの貸付金に係る回収金のほか、雇用創造協議会貸付金元利収入、鳥海山文化de元気実行委員会貸付金元利収入、また、農林水産業、商工業部門に係る雑入が主なものであります。

21款市債につきましては、県営農地防災負担金事業債、県営経営体育成基盤整備負担金事業債や漁港整備に係る水産業債が主なものであります。

続いて、歳出であります。主要事業を中心に御報告申し上げます。

5款労働費につきましては、地域雇用創出推進基金を活用し、パソコン研修やビジネス、接遇研修を行う緊急就職支援研修事業、雇用機会の創出、拡大のための新規雇用奨励助成金や、雇用支援対策助成金のほか、雇用拡大、人材育成、就職促進に資するための実践型雇用創造事業を実施するに当たり、円滑な事業運営を図るための雇用創造協議会への貸付金が主なものであります。なお、新規雇用奨励助成金については、新年度よりにかほ市の事業所も対象とするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員報酬等や農業者年金業務受託事業費が主なものであります。

3目農業振興費では、人・農地プランに位置づけられた新規就農者や経営体へ支援する青年就農給付金事業補助金や経営体育成支援事業費補助金、農業法人等が機械等の導入を図り雇用就農者の雇用定着に結びつくための支援をする雇用人材活用型法人等施設整備事業費補助金、雇用創出を目的にJA秋田しんせいが実施する育苗施設整備に対し支援する農林漁業雇用創出支援事業費のほか、今年度に引き続き、農業夢プラン実現事業、中山間地域等直接支払事業費補助金、農村集落元気づくり事業も計上されております。

4目農業施設費では、各農村交流施設や農産加工施設に係る管理費が主なものであります。

5目畜産業費では、農業夢プラン実現事業費補助金、秋田由利牛振興対策事業費が主なものであります。この秋田由利牛振興対策事業につきましては、学校給食における牛肉食材提供について小学校から中学校まで拡大する経費や、流通販売促進、消費アップ対策のため、秋田由利牛振興協議会に対する委託料が計上されております。

6目畜産業施設費では、放牧場、畜産センター等に係る運営費が主なものであります。

7目農地費では、本荘柴野地区、鳥海平根地区の基盤整備に係る土地改良事業費のほか、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費、土地改良施設維持管理費が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林及び市の公有林整備・維持管理事業費のほか、林道維持費、森林整備地域活動支援交付金が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、漁港の防波堤の新設、改良に係る整備、維持管理事業費が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、商工会補助金のほか、設備分について、限度額を拡充し利子補給率を引き上げた中小企業融資斡旋資金事業費、

東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金が主なものであります。

3目工業振興費では、製造業等離職者の起業に対し、初期投資等に要する経費を助成する起業支援助成事業費、産学共同研究開発助成事業補助金、工場等立地促進条例適用企業に対する雇用奨励金が主なものであります。

5目観光費では、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を活用した観光施設利用促進事業費、祓川ヒュッテ・大清水園地改修負担金のほか、観光誘客促進事業費、由利本荘市の鳥海山文化を活かした観光振興事業費が主なものであります。

この観光誘客促進事業につきましては、デスティネーションキャンペーン期間中に市内宿泊施設に宿泊した方への特典として本市特産品等が抽せんで当たるキャンペーンの実施や、矢島駅から鳥海山麓への誘客を目的に、バス使用による2次交通アクセスの構築などが計画されております。また、鳥海山文化を活かした観光振興事業につきましては、円滑な事業実施のため、鳥海山文化de元気実行委員会に貸し付けるものであります。本市文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興や地域経済の活性化を目的にパンフレットやホームページの作成、フォーラムの開催、鳥海山文化の体験、鑑賞ツアー等が計画されております。

6目観光施設費では、温泉施設を初めとする各観光施設の指定管理委託料などの維持管理費のほか、桑ノ木台湿原魅力アップ事業費が計上されております。この魅力アップ事業につきましては、今年度に引き続き無料シャトルバスを運行するものであります。平成25年度のツアー団体客の利用については、地域に消費を創出するため、市内宿泊施設への宿泊または市内での飲食などを条件にできないかと検討中との説明を受けております。

11款災害復旧費につきましては、万一の災害に備えた農林水産業施設災害復旧費が計上されております。

13款諸支出金につきましては、水源涵養と森林環境保全のための立木購入に要する経費であります。

次に、議案第73号スキー場運営特別会計予算であります。歳出につきましては、矢島及び鳥海オコジョランドスキー場の維持管理費のほか、矢島スキー場のクワッドリフト工事費等の償還金が主なもので、これらの財源として、両スキー場の事業収入と一般会計繰入金などを充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億5,358万5,000円とするものであります。

なお、審査の過程において、委員より、矢島スキー場のクワッドリフト点検委託料について、毎年度の点検実施項目を精査し、引き続きお客様の安全・安心のため事業執行していただきたい旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました当常任委員会に付託されました新年度予算2件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、本日追加提出されました議案第82号平成24年度一般会計補正予算（第18号）であります。

これは、国の補正に伴うものが主なものとなっており、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳出であります、6款農林水産業費、1項農業費につきまして、3目農業振興費では、経営体育成支援事業費補助金、集落機能の維持と活性化に向けた取り組みを行う本荘赤田町内会を支援するための過疎集落等自立再生緊急対策事業費補助金を追加しようとするものであります。

7目農地費では、55カ所の水管理を合理化、省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備を行うに当たり農業水利施設保全合理化事業費を、西目沼田地区で水田の排水強化を行うに当たり戦略作物生産拡大基盤整備事業費補助金を、西目豊栄、中島地区、本荘赤田地区で水利施設の更新を行うに当たり農業水利施設長寿命化対策支援事業費負担金をそれぞれ追加しようとするものであります。

6款2項林業費につきましては、鳥海地域4カ所の林道橋梁点検を実施するに当たり、林道点検診断事業費を追加しようとするものであります。

6款3項水産業費につきましては、西目漁港の防波堤を整備するに当たり、漁港施設機能強化事業費を追加しようとするものであります。

7款商工費につきましては、2月の落雷により風車ブレードが破損したため、岩城風力発電施設修繕費を追加しようとするものであります。なお、修繕費が一般財源となっておりますが、当局より修繕の確定後に落雷被害の保険の申請をする予定であり、また、今後につきまして、風車と防雷塔の位置関係など、落雷対策について関係業者等と研究を進めてまいりたいとの説明を受けております。

続いて、歳入であります、先ほど御報告いたしました歳出6款の事業を実施するに当たり、12款分担金及び負担金において管理省力化施設整備事業分担金、14款国庫支出金において管理省力化施設整備事業補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金、15款県支出金において経営体育成支援事業費補助金、森林環境保全整備事業費補助金、漁港施設機能強化事業費補助金、21款市債において農業水利施設長寿命化対策支援事業債、漁港施設機能強化事業債をそれぞれ追加しようとするものであります。

また、繰越明許費補正であります、ただいま御報告申し上げました歳出6、7款の事業について、年度内に完了することが困難なため、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出についての陳情であります、これは地域別最低賃金を大幅に引き上げること、中小零細企業予算をふやし、経営支援策を拡充するとともに中小零細業者の生活支援策を十分に講じることなど、3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであります。この陳情につきましては、労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

以上、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） それでは、10分間休憩いたします。

午後 3時23分 休 憩

午後 3時35分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係5件、補正予算9件、新年度予算6件、特別会計への繰り入れ3件、道路関係1件の計24件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告を申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第8号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてであります。これは、地域主権改革一括法の施行による水道法の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき学歴、水道に関する技術上の実務経験年数など、資格等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第15号下水道条例の一部を改正する条例案であります。これは地域主権改革一括法の施行による下水道法の一部改正に伴い、排水施設及び処理施設に係る構造の技術上の基準、終末処理場及び雨水排水施設に係る維持管理の基準等に関する事項を定めるほか、市が貸与する口径別のメーター料金に65ミリメートル、125ミリメートル、150ミリメートルの料金を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたことから、それらに関する道路占用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、対象物件の具体例としては、道路ののり面に設置する太陽光パネル、避難タワー、避難通路などが想定されるとのことであります。

次に、議案第22号簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは東由利簡易水道から杉森、沼地区への送水管接続工事の竣工に伴い、杉森及び沼小規模水道を廃止し、同簡易水道に統合する等のため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号ガス供給条例の一部を改正する条例案であります。これは石油石炭税への地球温暖化対策のための税の導入に伴い、市が供給するガスの料金改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

地球温暖化対策税については、石油石炭税に地球温暖化対策のための課税の特例を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せするものですが、既に昨年10月1日から実施されており、税率は平成28年4月1日までに3段階に分けて引き上げるようになっております。今回、第1段階である昨年10月以降のガス状炭化水素1トン当たりの増税分は

260円となっており、これを市のガス料金に換算すると、1立方メートル当たり0.189円に相当するため、ガス料金表のうち、使用量に応じた各区分の従量料金単価について、それぞれ1立方メートルにつき0.189円を増額するものであります。これは標準家庭のガス使用量を月40立方メートルと仮定した場合、新料金は7,890円となるもので、現行料金との比較では月額7円の増となるものであります。

また、この条例案の施行日は平成25年4月1日であり、今年5月検針分から新料金を適用しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、道路関係の案件であります。

議案第37号市道路線の認定についてであります。これは開発行為に伴い設置された薬師堂64号線について認定しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算の特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第39号下水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第40号集落排水事業特別会計への繰り入れについて及び議案第41号簡易水道事業特別会計への繰り入れについて、この3件であります。これは一般会計から下水道事業及び集落排水事業へそれぞれ13億円以内、また簡易水道事業へ6億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を得ようとするものであり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

初めに、議案第44号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款、繰越明許費では8款及び11款であります。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では小規模水道等使用料の増額、14款国庫支出金では事業費精算に伴う公共土木施設災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金の減額、松涛及び滝沢館団地に係る既設公営住宅復旧事業費補助金の追加が主なものであります。

15款県支出金では、事業費の確定による浄化槽整備事業費補助金の増額、局所がけ崩れ対策事業費補助金の減額などであり、20款諸収入5項雑入では、防火施設設備補助金の追加であります。

21款市債では、事業費精算による除雪機械整備事業債、公営住宅建設事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の減額のほか、公営住宅災害復旧事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費では簡易水道事業特別会計への繰り出金の減額等、6款農林水産業費では集落排水事業特別会計への繰り出金の減額であります。

8款土木費では、精算による除排雪車両機械等の購入費の減額、公園管理費及び公営住宅改修事業費など各事業等の確定・精査による減額のほか、下水道事業特別会計への

繰出金の減額が主なものであります。

11款災害復旧費では、事業の精算見込みによる公共土木施設災害復旧費等の減額であります。

次に、繰越明許費であります。8款土木費及び11款災害復旧費において由利橋架替事業に係る仮橋撤去工事、交差点改良工事などの社会資本整備総合交付金事業、本荘中央地区土地区画整理事業及び公共土木施設災害復旧事業など4件の事業について、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第53号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、収入見込みによる下水道負担金及び下水道使用料の増額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出では、精査による処理施設維持管理費及び本荘地区事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ557万3,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億3,302万9,000円にしようとするものであります。

次に、継続費補正であります。平成23年度から24年度の2カ年で設定している本荘処理区の公共下水道事業において、平成24年度の年割額を2万8,000円減額し5,297万2,000円に、継続費の総額を同様に減額し7,897万2,000円にそれぞれ変更しようとするものであります。

また、繰越明許費であります。本荘処理区に係る公共下水道事業について、工事に係る工法変更が必要になるなど年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第54号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、収入見込みによる農業集落排水分担金及び使用料の増額、事業費確定に伴う農業集落排水事業費補助金及び下水道事業債の減額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、精査による施設維持管理費、各地区事業費及び公債費の減額のほか、予備費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,359万円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億644万4,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第55号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、収入見込みによる水道使用量の増額、一般会計繰入金及び水道管移設補償費など雑入の減額が主なものであります。歳出では、精査による施設維持管理費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ346万9,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を9億1,933万8,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費であります。亀田簡易水道水道管布設替事業について、関連する県道路改良工事の繰り越しにより年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第59号水道事業会計補正予算（第4号）であります。年間総給水量を7万5,000立方メートル増量し、791万1,000立方メートルにしようとするものであります。

また、収益的収入において売り上げ見込みにより水道料金を2,400万円増額し、水道事業収益の総額を16億3,074万9,000円に、同じく支出においては企業債利息を792万5,000円減額し、水道事業費用の総額を12億8,976万8,000円にしようとするものであります。

ます。

また、資本的収入においては、借換債の活用による企業債の増額、精査による国補助金の減額など6,923万3,000円を増額し、総額を15億5,247万8,000円に、同じく支出において精査により工事負担費を減額するほか、繰上償還に伴い企業債償還金を増額するなど1億6,353万1,000円を増額し、総額を22億8,976万4,000円にしようとするものであります。

企業債の補正につきましては、高度浄水施設整備事業及び水道施設整備事業の起債限度額をそれぞれ減額変更するほか、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の起債限度額を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第60号でございます。

ガス事業会計補正予算（第3号）であります。年間総販売量を53万9,000立方メートル増量し801万立方メートルにしようとするものであります。

また、収益的収入において、売り上げ見込みによりガス料金の増額など2,776万4,000円を増額し、ガス事業収益の総額を11億6,210万2,000円に、同じく支出において、精査により原料費、消費税及び地方消費税の増額など1,249万7,000円を増額し、ガス事業費用の総額を10億8,731万3,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債及び工事負担金を6,260万円減額し、総額を1億1,860万1,000円に、同じく支出において精査により工事請負費を4,500万円減額するなど、総額を4億5,339万7,000円にしようとするものであります。

債務負担行為につきましては、平成24年度から29年度まで設定しているガス導管網管理システム賃借料について限度額を減額変更しようとするものであり、企業債の補正につきましては供給設備整備事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。また、棚卸資産の購入限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算であります。

初めに、議案第61号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告を申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、除雪機械整備、公営住宅改修など、各事業にかかわる負担金、補助金及び交付金であります。

15款県支出金では、電源立地地域対策交付金及び県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、土木雑入において公営住宅の光熱水費等利用収入であります。

21款市債では、道路改良、除雪機械整備、公営住宅建設及び公共土木施設災害復旧の各事業などにかかわる市債が計上されております。

次に、歳出であります。

4款衛生費では、浄化槽設置、上水道及び小規模水道に係る経費として委託料、補助

金のほか、簡易水道事業特別会計への繰出金など、また、6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金が計上されております。

8款土木費では、道路及び橋梁の維持管理や新設・改良、除排雪、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費が計上されております。

職員人件費及び経常的な経費を除いた主な内容といたしましては、橋梁長寿命化計画策定業務、道路新設改良及び補修事業、除雪機械整備事業、停車場栄町線道路拡幅工事負担金、下水道事業繰出金、公営住宅に係る滝沢館団地建て替え事業、公共施設耐震診断業務委託及び住宅リフォーム資金助成事業などであります。

11款災害復旧費では、花立猿倉線及び祓川線復旧事業等の単独災害のほか、平成24年度凍上災など、過年災害に係る復旧経費が計上されております。

次に、議案第70号下水道事業特別会計予算であります。その歳出の主なものは、料金徴収及び台帳作成業務に関する経費、各処理施設の維持管理費及び長寿命化に係る経費、本荘処理区の下水道幹線・支線の整備費、道川浄化センター水処理設備詳細設計に係る経費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、下水道費負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を26億8,911万4,000円にしようとするものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第71号集落排水事業特別会計予算であります。その歳出の主なものは、料金徴収事務に関する経費、各処理施設の維持管理費、大内地域小羽広地内の下水道管移設補償工事費、小友第一地区、由利第七地区、田代黒淵地区など各地区処理施設の機能強化、設備改修等に係る整備事業費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、農業集落排水分担金、農業集落排水施設使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を24億3,399万4,000円にしようとするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第72号簡易水道事業特別会計予算であります。その歳出の主なものは、料金徴収事務及びメーター検針等に関する経費、水道施設の維持管理費、滝俣浄水場導水管増設工事及び東由利簡易水道統合事業のボツメキ浄水場建設工事に係る経費、大内第三簡易水道整備事業の大小屋浄水場実施設計委託料など施設整備事業費のほか、起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を9億6,510万6,000円にしようとするものであります。

また、簡易水道事業における地方債の限度額及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第77号水道事業会計予算であります。平成25年度の業務予定量を給水戸数で2万2,800戸、年間総給水量を788万3,600立方メートルと見込み、収益的収入においては水道料金、料金収納システムに関する受託料、負担金及び一般会計補助金などを

主なものとし、予定額を16億7,714万8,000円にしようとするものであります。

同じく支出においては、人件費や料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を14億1,213万2,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては企業債、下水道事業などの水道管移設工事負担金及び一般会計出資金であり、予定額を12億3,300万円にしようとするものであります。

同じく支出においては、人件費、子吉浄水場耐震化・改良工事、市道鶴沼薬師堂線改良工事に伴う配水管布設替工事及び下水道事業関連の配水管移設工事などに関する経費のほか、企業債償還金などを主なものとし、予定額を21億1,424万9,000円にしようとするものであります。

継続費では、子吉浄水場耐震化・改良事業について、平成25年度から26年度までの2年間で総額8億3,783万3,000円を設定し、債務負担行為では企業会計システム賃借料について、期間を平成25年度から30年度まで、限度額を2,225万4,000円として設定するものであります。

なお、水道施設整備事業において企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第78号ガス事業会計予算であります。平成25年度の業務予定量を供給戸数で8,371戸、年間総販売量を781万立方メートルと見込み、収益的収入においてはガス料金、受注工事収益、器具販売収益及び一般会計補助金などを主なものとして、予定額を11億4,970万1,000円にしようとするものであります。

同じく、支出においては、人件費や各種維持管理費、ガス原料費、器具販売費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を10億6,079万3,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、企業債や公共下水道事業などに伴う工事負担金であり、予定額を2億1,697万6,000円にしようとするものであります。同じく支出においては、人件費、ガス経年管更新事業、国道・市道改良工事に伴うガス管布設替工事及び下水道事業関連のガス管移設工事などに関する経費のほか、企業債償還金などを主なものとし、予定額を5億2,447万9,000円にしようとするものであります。

債務負担行為では、企業会計システム賃借料について、期間を平成25年度から30年度まで、限度額を2,225万4,000円として設定するものであります。

なお、供給設備整備事業において、企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日追加提出されました一般会計、特別会計3件の補正予算について御報告申し上げます。

補正の主な内容としては、各会計いずれも国の補正予算に伴う事業費を追加するほか、一般会計において除排雪に係る経費を増額するものであります。

初めに、議案第82号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査

付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では4款、6款及び8款、繰越明許費では8款であります。

初めに、歳入であります。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金の増額、21款市債では、道路改良、除雪機械整備、公園整備及び公営住宅建設の各事業に係る市債を追加しようとするものであります。

次に、歳出であります。4款衛生費では簡易水道事業特別会計への繰出金の増額、6款農林水産業費では集落排水事業特別会計への繰出金の増額であります。

8款土木費では橋梁長寿命化修繕計画策定事業、道路補修・道路改良に係る社会資本整備総合交付金事業、除雪機械購入事業、都市公園施設長寿命化事業、滝沢館団地建替事業、公共施設耐震診断業務委託など、国の補正予算に対応した事業費を追加するほか、除排雪に要する経費として、作業員賃金、除雪機械の燃料費、除排雪委託料などについておおよそ1億3,800万円を増額しようとするものであります。

また、繰越明許費補正であります。国の補正予算に対応した実施となることから、年度内の事業完了が見込めないため、8款土木費において公園管理事業、公営住宅建設事業、公共建築物改修事業の3件の事業について、繰越明許費を追加で設定するほか、社会資本整備総合交付金事業については繰越明許費を増額変更し、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第83号集落排水事業特別会計補正予算（第6号）であります。歳入では農業集落排水事業費補助金及び下水道事業債の増額などあります。歳出では本荘、由利、東由利地区の各処理施設に係る機能強化及び設備改修事業に要する経費の増額であり、歳入歳出それぞれ4億8,060万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を23億8,704万4,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費では、補正対応のため年度内の事業完了が見込めないことから、農業集落排水事業に係る4件の各地区事業について繰越明許費を設定するものであり、地方債補正では農業集落排水事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第84号簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。歳入では水道施設整備費補助金及び市債の増額などあります。

歳出では、東由利簡易水道施設設備事業に係るボツメキ浄水場建設工事及び杉森電気計装工事に要する経費の増額であり、歳入歳出それぞれ1億5,663万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を10億7,596万8,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費補正では、補正対応のため、年度内の事業完了が見込めないことから、東由利簡易水道施設整備事業について繰越明許費を追加で設定するものであり、地方債補正では簡易水道事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計の計3件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、国療跡地利活用特別委員長の報告を求めます。30番三浦秀雄君。

【国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君）登壇】

○国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君） 国療跡地利活用特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日追加提出された議案として当特別委員会に審査付託になりました案件は、財産の取得1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第81号土地（国療跡地民間福祉ゾーン用地）の取得についてであります。これは、国療跡地の一部を社会福祉法人に福祉施設用地として譲渡するため、それに先立ち、石脇字石ノ花地内の土地1万8,025.94平方メートルを市土地開発公社から1億2,713万6,483円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、国療跡地利活用特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・陳情を一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案・陳情の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第4、議案第5号新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第5、議案第6号由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。18番伊藤順男君。

【 18 番（伊藤順男君）登壇】

○ 18 番（伊藤順男君） 大内生まれで同志であります大関嘉一委員長に質疑がかみ合うようにという思いを込めて、これまでの質問の論点の整理を少しさせていただいてから質疑に入りたいと思います。

昨年の 9 月議会で、鈴木和夫議員の一般質問に、市長は、今年度中の中小企業振興基本条例制定を表明いたしました。その表明を受けて提出された議案に対し、私は 2 月 28 日に質疑を行っております。その質疑に対して、市長は基本条例を制定したものと答弁をしております。

また、再質疑に対しまして市長は、基本的条例と申し上げております。そうすれば、基本条例でないということですかと、基本的条例と表明——そうすれば基本条例でないということですかという私の再々質疑に市長は、基本条例と答弁をしております。

3 月 6 日、産業経済常任委員会の議案のまとめの直前に、委員会室において副市長、商工観光部長が議案第 6 号について補足説明を行った旨をお聞きしております。委員会の中での質問に対し、基本条例でなく基本的条例との答弁と——そうすれば基本条例でないという理解してよいかとの要旨の質問に、副市長が結論として基本条例でないので再度基本条例をつくります——このようなことにより提出議案第 6 号の採決で全会一致となったと理解をしているところであります。

それでは、議案第 6 号由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定について、所管委員会であります産業経済常任委員長に質疑をいたします。

議案第 6 号については先ほど申し上げましたように、市長に対し、2 月 28 日の本会議で質疑をいたしました。その主な質疑内容は、これまでの一般質問等における市長答弁は中小企業振興基本条例を今年度中に制定するとしているが、表題の条例案、由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例（案）は、基本条例との認識でよいかとの質問であります。この質問に対し、市長は、基本条例として提案と明確に答弁——私は、これまでの中小企業振興基本条例に関する市長答弁と認識が大きく違いましたので、市長の基本条例の考え方について再質疑しました。市長は、一般的に基本条例は理念などを定めたものと認識している、このたびの提案条例は産業振興のための市の基本姿勢を示す基本となる条例として位置づけ提案と、大変苦しい感の答弁でありました。

今、改めて苦肉の答弁とも、こういうようなことを分析をしてみますと、上げた拳はなかなかおろさないけれども、どちらにでも解釈してもいいですよとこのようなメッセージを送っているのかなと、今そんなことを考えているところでもあります。

さて、3 月 6 日、産業経済常任委員会の松ヶ崎、道川、西目の現地調査が終わって、議案のまとめに入る直前、先ほど話しましたように藤原副市長と商工観光部長が委員会に対し、議案第 6 号について補足説明したいとのことで委員会室に上がった際、委員からの質問がありというようなことで、先ほど述べたとおりであります。こうした質疑と経過を踏まえて、大関産業経済常任委員長に質問をいたします。

委員長報告において、中小企業の位置づけに関しては認識が変わってきており、育成の言葉はなじまない、もう少し考慮してほしい、とありましたが審査においてどの

ように考慮してほしかったのか、委員会で話があればお聞きしたいと思います。

委員会が本条例案を全員一致で可決の意味は、大変大きいものがあります。委員長報告において、「当局も」ということは基本条例でないという認識、また、委員会も必要性を認識という意味だとこのように理解しておりますが、基本条例の必要性は認識しており、かつ、複数の委員より今後は必要なプロセスを経て住民が親しめる基本条例の制定を望むとあります。当局の認識も委員会の認識も、基本条例ではなく基本的条例との認識をもって全員一致となったのか、このことを含め話し合われたのかお聞きするものであります。

また、複数の委員より、今後は必要なプロセスを経てということでありまして、プロセスを経てということは、プロセスを経ていなかったと解釈もできるわけでありまして。プロセスについての話はどのようなことが話し合われたかお聞きをいたします。

基本条例でないので基本条例をつくりますというニュアンスはなかったかお聞きするものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 産業経済常任委員長の答弁を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 18番伊藤議員の質疑にお答えをいたします。

3点ではなかったかと思いますが、まず最初に、育成についての質疑はどうであったかと、事業者等と意見交換をしたとしているがと、このような内容ではないかと思えますけれども、事業者とどのような話し合いをしたか、要望がなかったかでございますけれども、今後、推進すべき分野には市として積極的にかかわり、新たな産業への育成を図ることが必要との答弁でございます。また、意見交換については、市の姿勢を明らかにする大変ありがたい条例だ、要望事項は予算に反映する提案が多く、一昨年あたりから研修事業等に予算を反映していると、このような答弁でございます。

それから、今後は必要なプロセスを経てと、そのプロセスについての質疑でよろしいですか。このプロセスについては特段の言及はありませんでした。ただ、希望としてこれから時間をかけて基本条例をつくっていただきたい旨——最後のこれは委員長報告にも附帯意見としてありますが、時間をかけてと、そういう発言以外はありませんでした。

それから、基本条例の質疑だったのでしょうか。基本条例ではなく基本的条例との認識をもって全員一致となったか、こういう意味だったのでしょうか。

○議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。

午後 4時31分 休 憩

午後 4時32分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 続きまして、18番伊藤議員の質疑にお答えいたします。

基本条例でないので基本条例をつくりますというニュアンスはなかったか、このようなニュアンスは審議の中にはありませんでした。

以上です。

○議長（渡部功君） 18番伊藤順男君、再質疑ありませんか。

○18番（伊藤順男君） ありません。

○議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

○議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。

午後 4時33分 休 憩

午後 4時59分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 5時00分 休 憩

午後 5時34分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事進行協議のため休憩をしておりましたが、再開いたします。

18番伊藤順男議員より発言の申し出がありますので、これを許します。18番伊藤順男君。

○18番（伊藤順男君） 先ほどの私の質疑の、質問の論点整理のところでは事実の誤認がありましたので訂正をしたいと思います。

訂正する箇所は、副市長が結論として基本条例でないので再度基本条例をつくりますと言った、と私が言ったということでありまして、この件については削除をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡部功君） それでは、討論に移ります。

討論ありませんか。13番今野晃治君。

○13番（今野晃治君） 13番今野晃治であります。

上程されております議案第6号につきまして、賛成の立場で討論したいと思います。

それは、きょう朝参りましたら、議運でこの6号議案を起立採決することに決まったということをお聞きいたしまして、ぜひ皆さん方にこの議案に対しましては全会一致で条例を制定していただきたいという思いをいたしまして、ここに今、壇上に立っているところであります。

私も長年地元の企業に勤めまして、製造業に携わらせていただき今いるわけですが、リーマンショック以降、特に地元企業、さらにはこの地域に集積されております電子機器部品製造の企業は、業界が不況産業に入ったのではないかとということで、他の分野への事業転換を必死になって図ってきております。ただ、現実には多くの地元企業はそれがまだなされておられません。危機的な状況の中に今置かれております。そういう業界の事情を皆さん方御理解いただきまして、賛成討論といたします。

本荘由利地域では、高度に集積している電子機械部品製造業が地域の雇用と経済を牽引してきたことは御承知のとおりであります。しかし、本市だけでなく全国各地地方地域の電子機器部品製造企業は、日本のグローバルな大手電子家電メーカーが製造技術面で海外メーカーの追い上げと急激な円高により、国際競争力が失われ、輸出不振となって減産を余儀なくされています。それが生産拠点の国内から海外への移転を加速させ、さらには個々の企業の国内生産拠点の再構築に伴い、要員の削減や工場閉鎖など、この地域においても多くの方々が失業いたしました。地域企業を取り巻く情勢は、現在も雇用調整が進行中であり、深刻な状況であります。

そして、競争力を失った一因でもある円高は、一時の1ドル74円台に比べれば政権交代をし、アベノミクスの影響で90円台前半へと大幅に持ち直してはいますが、リーマンショック前が100円台だったことを思えば、いまだに十分とは言えない為替水準にあります。さらに、資源小国の日本は円安の副作用で原材料高や震災に起因する電気料金の値上げなどによる製造コスト高などなど、電子家電メーカーの生産量が回復し、短期的に企業業績が好転する状況になく、地域企業にとってはまことに厳しい状況下に置かれていることを私たちは認識すべきであります。

今、行政に早急に求められていることは、地域の特性を生かし、成長発展が期待される産業の創出と集積されてきた高い製造技術を有する地域企業の生き残りを図ることです。無為無策で1日おくれることは、日々刻々と地域の元気度が失われていきます。長谷部市長を初め、市当局は、各業種の事業者や地域経済団体などと連携し、産業振興と中小企業育成のための手段を講ずるとして、この条例を提案したものであります。

重ねて申し上げます。この条例制定の目的は、この地域の基幹製造業である電子機械部品製造業の集積に加え、鳥海山を初めとする恵まれた自然とそこで育まれた地域産品を生かした産業振興を推進し、中小企業の競争力の強化を図るとしてあります。その図るべき根拠となるこの条例を制定し、市当局には、地域特性を生かした産業振興と中小企業の育成に資する政策を早急に切れ間なく打ち出し、着実に政策執行することで地域経済の活性化を期待するものであります。

皆様方の御賛同をいただき、全会一致でこの条例を制定されますよう御期待申し上げ、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。18番伊藤順男君。

○18番（伊藤順男君） 議案第6号由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定について、討論を行います。

条例制定に当たっては、由利本荘市として何が基本で柱にするべきかではありますが、平成17年の合併時、由利本荘市都市計画マスタープランの4の1にまちづくりの基本理念と将来像、いわゆるまちづくりを進めていくことを示した将来像のもととなる基本理念として3つの柱が定められております。その1つに、住民自治と協働の精神に基づいた可能性豊かで自立したまちとあり、三本の矢ではありませんが、由利本荘市の最高規範と位置づけられるものであります。

したがって、条例制定に当たっては最高規範のもとに基本条例があり、その理念を指針として政策的条例あるいはビジョンがうたわれるのが自然であります。したがって、本条例においては住民自治と協働の精神に基づいた可能性豊かで自立したまち——とり

わけ条例案には「育成」の文言が多く使われており、その気持ちはわかるものの、今後においては協働の精神と自立を基本に条例等を組み立てていくことが本来の育成の原点と考えるべきでありますので、強く要望をします。

私は、基本条例あるいは基本的条例云々を問うものではありません。大事なことは、地域の中小企業は大変な経済環境下にあり、こうしたことへの認識の問題であります。そうした意味から、提案条例はある意味ではカンフル剂的条例であり、政策的条例であります。また、理念条例である中小企業振興基本条例は、市長がかわっても担当者がかわっても基本的なことは変わらないことに意義があります。そうした中で、いわゆる産・学・官・金の協働と連携を基本に域内循環、域内投資、さらには再投資、再生産による財の循環を図るための指針となることを定めたいわゆる理念条例であります。これまでの先行自治体等の例から見ると、早くても施行に至るまで1年有余かかることから、PDCAサイクル、あるいはネットワーク工程表の活用により、市の特徴を生かすとともに、魂のこもった中小企業振興基本条例を要望するものであります。

結びに、協働の精神と自立を基本に条例等を組み立てていくことが本来の育成の原点に——また、議案第6号が産業経済常任委員会で全会一致をもって可決されたこと、当局も基本条例の必要性は認識しており、かつ複数の委員より、今後は必要なプロセスを経て住民が親しめる基本条例の制定を望むという委員会審査報告を重く受けとめていただき、また、昨年9月議会において中小企業振興基本条例を制定するとして市長の発言の重さというものをかみしめながら、振興条例制定について要望をします。

したがいまして、議案第6号は、この条例によってカンフル剂的役割を果たしていただくというようなことも含めて、可なるものとしたいと思います。

○議長（渡部功君） 申し上げます。

討論の場合は、討論交互の原則もございしますので、最初に賛成討論か反対討論か述べてからお願いしたいと思います。

ほかに討論ありませんか。26番佐藤譲司君。

○26番（佐藤譲司君） 会派創風の佐藤譲司です。

私は、由利本荘市の地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

まず、今の由利本荘市の現状にこういう話があります。これは3月1日、全県で高校の卒業式がありました。その中で、高校生のことしの進路状況についてこんな報告がありました。今年度の就職状況についての特徴は何といても製造業の求人が激減したことであります。企業によっては求人を取りやめたり募集人員を減らしたりしたこともあり、本荘由利地域の製造業の求人数は昨年の約半分になりました。その分、生徒の希望は林業、土木建設業がふえ、内定につながっております。

この1年、多くの企業の方にお会いしました。そこで強く感じるのは、新卒者を採用してくださる企業は、地域貢献や人を育てることをとても大切にしていることです。企業の中には、既卒の社会人経験者を採りたい、新卒者はせつかく教えてもすぐやめるから採用は考えていないとはっきり言うところもありました。仕事のノウハウはもちろんのこと、社会人としての礼儀や働くことの厳しさや、経験の浅い高校生を本気でやる気

さえあればと給料を支払い、一から育てようとしてくださることは本当にありがたいことです、と結んでおります。これがことしの求人の由利本荘市の現状であります。

人は、住みたいところに住み——もちろん由利本荘市ですけれども、好きな仕事をやり、結婚し、子供を育てる、平凡な夢かもしれませんが、基本となる仕事がなくはつらいものがあります。

さて、今回の条例案を見ますと、企業に対し、財政面を含めた支援措置をし、市の商工業振興策実施に関する責務や、事業者の人材や技術の育成の役割などいろいろ盛り込まれております。そして、鳥海山を初めとする恵まれた自然と、そこで生まれた地域特性を生かした産業振興を支援することをうたっております。まさに市井の声に応えたスピード感を持った実行性の高い条例と感じます。議員各位におかれましても、深くこの条例案を理解の上、市井の声に応え、賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 全員起立であります。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第6、議案第7号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、議案第8号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、議案第9号幼稚園バスの運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第9、議案第10号納税等に係る公平性の確保に関する条例の制定についてから日程第12、議案第13号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号から議案第13号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第13、議案第14号廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第14、議案第15号下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第15、議案第16号障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案から日程第18、議案第19号学童保育施設条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号から議案第19号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第19、議案第20号畜産センター条例の一部を改正する条例案を

議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、議案第21号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第23号ガス供給条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号から議案第23号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第24号市立学校設置条例の一部を改正する条例案から日程第27、議案第28号運動公園条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第28号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第28、議案第29号監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第29、議案第30号住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例案から日程第31、議案第32号給食センター条例を廃止する条例案までの3件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第30号から議案第32号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第32、議案第35号財産の無償譲渡についてを議題といたします。産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第33、議案第36号過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第34、議案第37号市道路線の認定についてを議題といたします。建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、議案第38号平成25年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第39、議案第42号平成25年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの5件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第38号から議案第42号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第40、議案第44号一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第41、議案第45号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第44、議案第48号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第45号から議案第48号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第45、議案第49号情報センター特別会計補正予算（第6号）及び日程第46、議案第50号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号及び議案第50号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、議案第51号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第48、議案第52号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第51号及び議案第52号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第49、議案第53号下水道事業特別会計補正予算（第5号）から日程第51、議案第55号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号から議案第55号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第52、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第53、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第2号）及び日程第54、議案第58号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号及び議案第58号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第55、議案第59号水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第56、議案第60号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号及び議案第60号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第57、議案第61号平成25年度一般会計予算を議題といたします。
各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第58、議案第62号平成25年度国民健康保険特別会計予算から日程第61、議案第65号平成25年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第65号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第62、議案第66号平成25年度情報センター特別会計予算及び日程第63、議案第67号平成25年度地域情報化事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第66号及び議案第67号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第64、議案第68号平成25年度奨学資金特別会計予算及び日程第65、議案第69号平成25年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号及び議案第69号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第66、議案第70号平成25年度下水道事業特別会計予算から日程第68、議案第72号平成25年度簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号から議案第72号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第69、議案第73号平成25年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第70、議案第74号平成25年度小友財産区特別会計予算から日程第72、議案第76号平成25年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号から議案第76号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第73、議案第77号平成25年度水道事業会計予算及び日程第74、議案第78号平成25年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号及び議案第78号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第75、議案第79号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第76、議案第80号地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第77、議案第81号土地（国療跡地民間福祉ゾーン用地）の取得についてを議題といたします。

国療跡地利活用特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案のとおり可決さ

れました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第78、議案第82号一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第79、議案第83号集落排水事業特別会計補正予算（第6号）及び日程第80、議案第84号簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第83号及び議案第84号の2件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第81、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第82、継続審査中の平成24年陳情第14号生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成24年陳情第14号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第83、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の平成24年陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成24年陳情第11号は継続審査することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 6時27分 休 憩

午後 6時33分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る意見書提出についての委員会発案が1件、追加提出されましたので、日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第84、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第85、委員会発案第1号最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部功君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る2月21日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成25年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 6時37分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 本 間 明

議 員 佐々木 慶 治